

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性・透明性・効率性の確保という視点から、株主の皆様の権利・平等性を確保し、ステークホルダー(利害関係者)との関係を尊重した社内体制を整備構築し、各種経営情報の適時開示により透明性を確保するとともに、取締役会・監査役会等による経営の継続監視を実施することを基本としております。

当社は、監査役会設置会社の形態をとっております。当社の企業規模及び事業展開等を鑑み、一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役を置くことにより、客観性・中立性を高めた取締役会による経営監視並びに業界内の規制等に精通し、業務内容の詳細にも理解のある社内監査役と、高い見識と高度な専門知識を有する社外監査役の客観的で中立、独立性のある立場からの経営監視を受けることが、当社にとって適切であると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-1-1 反対票の分析)

取締役会は、これまで会社提案議案に大きな反対を受けたことがなかったことから、特に反対票の分析基準を設定していません。今後も賛成率が低い会社提案議案については、総会決議後の取締役会においてその原因の分析について討議し、分析結果とその対応について、重要性に応じ株主との対話等を行ってまいります。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第3条 第5項)

URL:http://www.nipponroad.co.jp/wp/wp-content/themes/nipponroad/img/investor/stock/ir09_181207-1.pdf

(補充原則1-2-4 株主総会における権利行使)

当社は、議決権電子行使プラットフォームに加入しておりますが、現在、海外投資家の比率が相対的に低いため、株主総会招集通知の英訳は行っていません。今後、海外投資家比率がさらに高くなった時点で、その環境づくりを進めてまいります。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第3条 第3項)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 政策保有株式)

- ・当社は、取引関係の開拓・維持・安定化、提携関係、その他事業上の関係維持等により企業価値が向上することをもって、政策保有株式の保有方針としております。その判断は、適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。
- ・取締役会は、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を精査、検証いたします。
- ・政策保有株式については、当社及び政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況等を動かし、株主全体の利益につながるかを基準として、各議案について適切に議決権を行使いたします。
- ・当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社(以下、「政策保有株主」という。)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、その売却を妨げません。
- ・当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、当社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第5条 をご参照ください。)

(原則1-7 関連当事者間の取引)

- ・当社は、取締役・子会社・その他関係会社等、関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう取締役会の審議・決議を要するものとしております。
- ・これらの取引内容は、定期的に取締役会に報告し、法令の定めるところにより開示しております。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第6条 をご参照ください。)

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

- ・当社は、年金資金運用検討会において確定給付企業年金の運用機関である生命保険会社等から運用状況の情報を定期的に入手し、年金資産の運用に関する事項について検討・審議の上、その内容を取締役会に提案・報告し、運用状況を適切に管理いたします。また、年金資金運用検討会では、年金運用セミナーへの出席等を通じてその専門性を高めることに努めてまいります。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第10条 をご参照ください。)

(原則3-1 情報開示の充実)

(1)経営理念、経営戦略等については、次のとおりであります。

- 1.当社は、「CSR経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献し、持続的な企業価値の向上を目指し、もって株主による当社株式の長期的保有に資するよう努めております。
- 2.当社の「経営の基本方針」、「目標とする経営指標」、「中長期的な会社の経営戦略」等につきましては当社ホームページに開示しております

のでご参照ください。 http://www.nipponroad.co.jp/wp/wp-content/uploads/2015/08/ir08_20150821.pdf

- (2)当社は、以下の基本的な考え方に沿い、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。
- 1.経営の健全性・透明性・効率性の確保という視点から、株主の権利・平等性を確保する。
 - 2.ステークホルダーとの関係を尊重した社内体制を整備構築する。
 - 3.各種経営情報の適時開示により透明性を確保する。
 - 4.取締役会・監査役会等による経営の継続監視を実施する。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第2条 をご参照ください。)
- (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は次のとおりであります。
- 1.業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社企業価値最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
 - 2.当社は、役員人事委員会(取締役の指名・報酬、社長その他経営陣の選解任に関する取締役会の諮問委員会。)による勧告に基づき取締役会が決定した取締役の報酬等に関する方針(株式関連報酬・業績連動型報酬等を含む。)を、適時適切に開示する。
 - 3.独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
 - 4.取締役の報酬等については、役員人事委員会の諮問を踏まえて定める。
 - 5.役員人事委員会が取締役の個人別の報酬等の額について勧告をする場合には、業種を考慮し、適正性を判断する。この場合、役員人事委員会は、当社における他の役職員の報酬水準等も考慮する。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第29条をご参照ください。)
- (4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は次のとおりであります。
(取締役等)
- 1.当社の取締役は、優れた人格をもち、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - 2.当社は、取締役会を構成する者のジェンダーや国際性の面を含む多様性に配慮する。
 - 3.全ての取締役は、毎年、定時株主総会決議による選任の対象とする。
 - 4.新任取締役(補欠取締役を含む。)の候補者は、役員人事委員会における諮問を踏まえて取締役会で決定する。また、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事象が生じた場合における解任議案の提出についても、役員人事委員会における諮問を踏まえて取締役会で決定する。
 - 5.1.2の規定は、執行役員を選任手続に準用する。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第17条をご参照ください。)
- (監査役)
- 1.当社の監査役は、優れた人格をもち、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計・法務に関する適切な知見を有している者でなければならない。
 - 2.当社は、監査役会を構成する者の多様性に配慮する。
 - 3.新任監査役(補欠監査役を含む。)の候補者は、役員人事委員会における諮問を踏まえて監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定される。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第19条をご参照ください。)
- (5)取締役、監査役候補者の個々の選任についての説明は、次のとおりであります。
- 1.社外取締役・社外監査役については、株主総会招集通知並びに本報告書「2.1【取締役関係】会社との関係(2)」及び「2.1【監査役関係】会社との関係(2)」に掲載しております。
 - 2.今年度より、社外のみならず社内を含む全ての取締役・監査役候補について、株主総会招集通知に個々の選任についての説明を掲載しています。
日本道路 株主総会招集通知 URL
http://www.nipponroad.co.jp/wp/wp-content/themes/nipponroad/img/investor/stock/ir04_180601-1.pdf
- (補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲)
- ・当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令並びに定款に定める事項のほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規程」並びに「取締役会付議基準」を設けて運用しております。
 - ・取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大するため、法令、定款及び「取締役会規程」に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。
 - ・会社全体の重要な意思決定と監督を強化するため、取締役の員数を限定し、執行役員制度を導入し、取締役会の活性化、社員モラルアップを図っております。
- (原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)
- ・豊富な経験を持ち、当社経営に資するところが大きいと判断した独立社外取締役を、現在2名選任しております。
 - ・当社の独立社外取締役(東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない者をいいます。)は、自らの知見にもとづき、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣の執行状況を随時検証及び評価し、株主共同の利益の観点から、現経営陣に当社経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとしております。その一環として、当社は独立社外取締役を役員人事委員会の構成員としております。
 - ・当社は、独立社外取締役が取締役会における議論の質及び経営判断の有効性を高める仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を向上させるよう努めております。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第14条・第21条 をご参照ください。)
- (原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
- ・当社の独立社外取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な議論への貢献が期待できる人物として、優れた人格をもち、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有することに加え、企業経営や財務・会計等の専門領域における卓越した識見と幅広い経験を有する者を基本としております。
 - ・独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準とし、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者としております。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第18条 をご参照ください。)

(補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方)

・当社の取締役会の人数は3名以上10名以下としております。このうち2名以上は、独立社外取締役とするものとし、不足する場合には次回定時株主総会において直ちに選任するものとしております。

また、当社は、取締役会を構成する者の多様性に配慮してまいります。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第16条、第17条をご参照ください。)

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況)

・当社の取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知に掲載いたします。

日本道路 株主総会招集通知 URL

http://www.nipponroad.co.jp/wp/wp-content/themes/nipponroad/img/investor/stock/ir04_180601-1.pdf

・当社の独立社外取締役及び独立社外監査役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の社外取締役又は社外監査役を兼任してはならないこととしております。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第20条をご参照ください。)

(補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要)

・当社は各取締役が取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出し、取締役会は取締役の実効性を分析・評価することとしております。

・取締役会は、その開催状況及び独立社外役員員の活動状況等を法令の定めるところにより開示します。

・2017年度の取締役会の実効性については、日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針に則り、分析・評価を行った結果を取締役会で審議し、実効性が確保されていることを確認しております。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第28条をご参照ください。)

(補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

・当社の新任取締役及び新任監査役は、就任後遅滞無く、法務・コンプライアンス担当取締役又は外部弁護士による研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき社長又はその指名する業務執行取締役から説明を受けるものとしております。

・当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令順守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に積極的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないものとしております。

・当社は、これら取締役及び監査役に対する研鑽に必要な機会を提供しております。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第24条をご参照ください。)

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

・当社の取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努めております。

・当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示及び自主規制機関の要請する開示並びにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めるとともに、株主と建設的な対話を行うものとしており、これを促進する体制整備に努めております。任意開示の一例として、当社グループのCSRの取組みについて、ステークホルダーに関係し、重要と思われるものを中心に「CSR報告書」を毎年作成し、ステークホルダーへの情報開示に努めております。

なお、株主との建設的な対話に際しては、インサイダー情報の管理に配慮するとともに株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意しております。

(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第30条・第31条をご参照ください。)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水建設株式会社	2,183,400	24.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	401,100	4.56
日本道路取引先持株会	385,900	4.39
CGML PB CLIENT ACCOUNT/ COLLATERAL	254,700	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	253,800	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	240,800	2.74
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	220,800	2.51
日本道路従業員持株会	183,414	2.09
GOVERNMENT OF NORWAY	177,904	2.02
明治安田生命保険相互会社	170,525	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
竹内 朗	弁護士													
中里晋一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 朗		同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他記載すべき利害関係はありません。	弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンスに関する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しております。また、一般株主と利益相反のおそれのない独立役員として指定しております。
中里晋一郎		同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他記載すべき利害関係はありません。	上場会社の経営者としての豊富な経験と実績並びに高い見識を有しており、さらに独立性が高いことから、当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に資するところが大きいと判断したため社外取締役として適任と考えております。また、一般株主と利益相反のおそれのないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明

1. 当社は、取締役の指名・報酬、社長その他経営陣の選解任に関する取締役会の諮問委員会として、役員人事委員会を置きます。
2. 役員人事委員会の委員は代表取締役・独立社外役員及び外部有識者の中から適任者を選任し、その議長は社長が務めます。
3. 役員人事委員会においては、取締役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に勧告します。
4. 再任時において独立社外取締役の在任期間が6年(独立社外監査役の場合は在任期間8年)を超えるような場合には、再任の可否を特に慎重に検討します。
5. 役員人事委員会においては、取締役の報酬等に関する方針(業績連動型報酬に関する業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む。)について検討し、取締役会に助言・勧告します。
(日本道路コーポレートガバナンスに関する基本方針 第21条 をご参照ください。)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、会計監査人から会計監査の結果報告を受けており、また、会計監査に立ち会う等、緊密に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 恭一	他の会社の出身者													
福田 勝美	他の会社の出身者													
宮本 克己	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 恭一		2016年6月まで、当社の大株主であり建設工事の請負等の取引がある主要取引先である清水建設株式会社の業務執行者でありました。	清水建設で経営管理部長やコーポレート企画室副室長などを歴任し、企業経営に関する豊富な業務経験と知識を有し財務会計に関する相当程度の知見を有するものであり、客観的かつ公正な立場から適切な監査を行える、適任者と考えております。
福田 勝美		2010年まで、当社の主要取引銀行であり、株主でもある株式会社みずほ銀行に所属していましたが、退職後8年が経過しており、同行の意向に影響を受ける立場ではありません。 また、2018年6月まで、山下ゴム株式会社の業務執行者・監査役でしたが、当社と会社との間に人的関係、資本的關係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	2010年まで所属した金融機関での豊富な経験と事業会社山下ゴム株式会社の執行役員管理本部本部長、監査役の経験を有しており、これらにより培った見識を活かし、客観的な立場から適切な監査が行える適任者と考えております。
宮本 克己		元国税局勤務、現税理士であります。	税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、公正中立な立場で取締役の職務の執行及び当社の財務・税務全般に関して監査ができる社外監査役として適任と判断しております。また、一般株主と利益相反のおそれのないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

株主の視点を経営に反映し中長期的な株主価値向上に資するために、役員報酬の定額分の一部として自社株報酬を支給し、役員持株会を通じ自社株式を購入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年度における取締役及び監査役に対する報酬は以下の通りです。

取締役 143百万円
監査役 41百万円
(うち社外役員 36百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議いただいた金額の範囲内において、「取締役および監査役の報酬等の決定の方針」に基づき決定しております。
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社取締役および監査役の報酬等については当社および当社グループの企業業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材を確保・維持することが可能な、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるように定める。

2. 取締役の報酬

報酬体系は、定額報酬である基本報酬と自社株報酬及び業績連動報酬としての役員賞与で構成する。報酬額については、2016年6月29日開催の第111回定時株主総会において承認された年額300百万円(うち社外取締役は年額20百万円)の範囲内とし、各取締役の報酬額は役員人事委員会による諮問を踏まえ、経営会議の審議を経て取締役会にて決定する。
なお、独立社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、自社株報酬及び役員賞与は支給しない。

1) 基本報酬

経営及び業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとし、同様の役位を担う場合、基本報酬は同額とする。なお、業績により増額または減額が可能な体系とする。

2) 自社株報酬

株主の視点を経営に反映し中長期的な株主価値の向上に資するため、当社株式を購入することを目的として支給する。同様の役位を担う場合、自社株報酬は同額とし、役員持株会を通じて当社株式を購入する。

3) 役員賞与

短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、期間業績の成果にもとづいて総額予算を決定する。決定された総額予算を役位ごとに、担当部門の業績を勘案のうえ個別支給額を決定する。

3. 監査役の報酬

監査役の報酬は、基本報酬と賞与とする。ただし、非常勤監査役の報酬は、基本報酬のみとする。
報酬額については、2009年6月26日開催の第104回定時株主総会において承認された年額60百万円の範囲内とし、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が取締役会の事務局として社外取締役・社外監査役に対して各議案の内容を事前に説明するとともに、必要な情報を入手できるよう環境を整えております。

また、社外監査役に対して常勤監査役が綿密な連携を取り、監査に必要な情報を入手できるよう監査環境を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山口 宣男	相談役	社長としての経験に基づく助言	【勤務形態】非常勤 【報酬の有無】有	2017/3/31	2019/06/29まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

1.経営の意思決定、執行及び監督・監査に係わる状況

当社は、会社全体の重要な意思決定と監督を強化するため、取締役の員数を限定し、執行役員制度を導入しております。さらに各営業年度における取締役の経営責任をより一層明確化するとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年としております。

1)取締役会

取締役会は、取締役6名で構成され、会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督しております。特に、取締役会の活性化に関しましては、業務執行責任と会社全体の経営責任の分離、強化を推進し、会社経営上の重要事項決定・執行・監督を行う取締役を少数に限定し、経営の健全性と効率性を高めております。また、経営監視機能の客観性及び中立性を高めるため、一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役2名を選任しております。

2)監査役会

現在の監査役会は財務会計に相当程度知見を有する監査役4名(社内1名、社外3名)で構成されており、社内監査役、社外監査役の各1名を常勤とし、社外監査役のうち1名を独立役員として指定しております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議への出席や議事録等関係書類の閲覧、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務遂行を監査し、会社の社会的信用の維持向上に努め、社業の発展に貢献しております。

3)役員人事委員会

代表取締役、独立社外役員、外部有識者で構成されており、取締役の指名、報酬、社長その他経営陣の選解任に関する取締役会の任意の諮問委員会であります。取締役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前の検討する他、取締役の報酬等に関する方針について検討し、取締役会に勧告しております。

4)執行役員制度

執行役員制度は、取締役会の活性化、支店長・部門長の権限・責任の強化、社員モラルアップを目的としております。

5)経営会議

経営の基本方針及び業務執行方針を協議し、社長を補佐するとともに、取締役会から付託された事項に応えるため、代表取締役及び取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行っております。

6)CSR委員会

当社グループ全体のCSR活動推進及び各委員会への指導・助言を行うことを目的として設置しております。

7)業務リスク管理委員会

当社及び当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進と業務上のリスクの未然防止を図るため設置しております。

8)中央安全衛生委員会

従業員の安全の確保、健康の保持増進、快適な作業環境を形成するため安全衛生管理規則に基づいて設置しております。

9)中央環境委員会

当社グループ事業活動における地球環境の負荷低減を目的とした「環境方針」に基づく環境保全活動を推進するために設置しております。

10)中央ISO委員会

ISO認証取得・維持のための全社的な総合施策を決定すると共に、全社的な活動状況の把握並びに指導・勧告を行い、もって品質マネジメントシステムの向上確立に資することを目的として設置しております。

11)人事委員会

人事の公正な運営を図り、経営能率の向上と社内秩序の維持確立に資することを目的として設置しております。

12)キャリア育成委員会

次世代を担う社員の育成方針及び適正な人員配置の協議、調整を行うことを目的として設置しております。

13)監査室(内部監査体制) 内部統制の有効性及び業務遂行状況の監査につきましては、内部監査担当部署である監査室が年度監査実施計画に基づき、必要に応じて監査役会と連携し、当社グループ全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。監査結果は、社長、経営会議、監査役会及び会計監査人に報告しております。また、被監査部署に対しましては、監査結果に基づく意見交換を経て、改善事項の指摘・指導を行い、その後の実施状況をフォロー監査により確認する等、実効性の高い監査を実施しております。

14)会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を新日本有限責任監査法人と締結しております。

同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。なお、継続監査年数は7年以内であるため記載を省略しております。

(A) 業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 中川政人、澤部直彦

(B) 会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 9人、その他 15人

15)公益通報者保護の体制

コンプライアンスに関する報告、相談の窓口として社内に「コンプライアンス相談窓口」を、社外専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を設置しております。また、「日本道路企業倫理の窓口」は、取引先からの通報を受け付ける窓口としております。これら窓口への通報者に当該通報等を行ったことを理由として不利益な取り扱いはい行いません。

16)監査役の機能強化に関する取組状況

監査役の経営監視機能強化として常勤の社外監査役と社内監査役が、内部監査担当部署である監査室と連携して国内外の当社グループの事業所の監査を計画的に実施しております。これは、建設工事などのために多数の拠点を有する当社に適した取り組みであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度により取締役の員数を限定し、取締役会における経営の意思決定機能並びに取締役と執行役員の業務執行を管理監督する機能を強化しております。また、一般株主と利益相反のおそれのない社外取締役を2名以上置くことで取締役会の経営監視機能の客観性及び中立性を高めております。監査役会には、財務会計に相当程度の知見を有する監査役4名を置き、うち1名は会社業務に精通した常勤社内監査役とし、他の3名を社外監査役(うち1名は常勤社外監査役、また1名は独立役員として指定)として会社業務全般を把握しつつ外部からの客観的中立的で独立性のある経営監視機能が十分に発揮されております。このような現状の体制が当社にとって適切であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月28日開催の第113回定時株主総会につきましては、招集通知を2018年6月6日に発送いたしました。(株主総会の3週間前に発送)
電磁的方法による議決権の行使	2018年6月開催の定時株主総会より「電磁的方法による議決権行使」を採用いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2018年6月開催の定時株主総会より「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」を採用いたしました。
その他	第113回定時株主総会に係る招集通知につきましては、招集通知発送前の2018年6月1日に東京証券取引所及び当社ホームページに掲載を行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、その他の開示資料、招集通知 他 http://www.nipponroad.co.jp/investor/ir01	
その他	アナリスト・機関投資家向けの定期的説明会は実施していませんが、個別の取材申込があった場合には個別に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、従業員、顧客、株主、取引先、地域社会、地球環境など様々なステークホルダーとの適切な協働を実施、CSRを重視した経営を行うことによって競争力を高め、「すべてのステークホルダーから高い信頼を得る企業」を目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ります。</p> <p>2 当社は、前項に規定するステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を、取締役会又は監査役会に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を就業規則その他の関係する社内規程に定めています。</p> <p>3 当社の事業分野の拡大を目指すには、多様な価値観を保有する人材が活躍できる職場環境づくりが重要であると認識し、これを積極的に推進していくため、今後、ダイバーシティの推進に関する方針を策定します。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、「CSR経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する」ことを経営理念として掲げ、CSR経営の促進を図っています。また、「CSR委員会」を設置し、当社グループ全体のCSR活動推進及び各委員会への指導・助言を行っております。当社グループのCSRの取り組みについて、ステークホルダーに関係し、重要と思われる取り組みに絞って「CSR報告書」を作成し、配付しております。</p> <p>環境保全活動につきましては、「環境方針」を基本として年度ごとに「重点実施事項」を策定し、環境マネジメントシステムを実行し、建設副産物の適正処理及び資源の有効活用、CO2排出量の削減、環境保全の技術開発・拡販等、環境への負荷の少ない事業活動を推進しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会決議により内部統制システムの基本方針を定め、内部統制システムの構築及びリスク管理体制を推進する組織として「内部統制委員会」を設置して、リスクの未然防止や再発防止を的確に行える体制の整備とシステムの継続監査・評価を実施し、当社グループ全体の企業価値を高める経営を目指しております。また、社員のコンプライアンス意識向上を目的として拠点ごとにコンプライアンス勉強会を実施して身近なコンプライアンス問題を話し合う場としております。

内部統制システムの基本方針

1. 業務運営の基本方針

1) 当社は次のとおり経営理念を定め、目指すべき経営の拠り所とする。

(経営理念)

CSR経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する。

2) 当社は、上記経営理念を踏まえ、誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献するため、「CSR委員会」を設置し、当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ。)の持続的な企業価値の向上を目指す。

また、経営理念を具体的に織り込んだ「経営基本方針」を年度毎に策定するとともに、経営基本方針に基づいた「安全衛生・品質・環境方針」を定め、それぞれの「行動指針」を明示し、日常の業務運営の指針とする。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進と業務上のリスクの未然防止を図るため、当社及び主要な連結子会社の取締役、執行役員等で構成する「業務リスク管理委員会」を設け、所管部署として業務リスク管理部を置き、「コンプライアンス基本理念・指針」に則り建設業法をはじめとする業務上順守すべき法令、行動規範の周知並びに実行・管理を推進し、企業倫理の徹底に取り組む。

安全・環境については、それぞれを所管する部署が、定期的教育(集合・イントラネット)を実施するとともに、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」をそれぞれ設置し、関係法令の順守はもとより、公衆災害等の防止、環境保全活動の推進に努める。

また、独占禁止法違反行為を排除するため、独禁法順守マニュアルを適宜見直し、啓蒙資料の一層の整備充実を図るとともに、公共工事の入札経緯モニタリングシステムなど検証の仕組みを整備・運用し、就業規則中に設けられた懲戒規定を厳格に運用することで、法令・定款違反の牽制・防止・早期発見を行う。

さらに、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で組織的に対応する。反社会的勢力との関係を遮断・排除するために、「コンプライアンス指針」に「反社会的勢力とは一切の関係を持たない」ことを明記するとともに、不当要求等の発生時の対応を統括する部署を総務部に設け、警察等関連機関とも連携し対応する。

上記の体制の支店及び現業部門の要として支店幹部により構成される「支店業務リスク管理委員会」を設け、現業部門のコンプライアンス教育及びリスク管理の実践の場として、各事業所職員全員で組織する「業務リスク連絡会」を設ける。

なお、当社では、社内に「コンプライアンス相談窓口」、社外の専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を設け、当社グループの役職員が当社グループ内においてコンプライアンス基本理念・指針に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った時は、直接相談することができる体制を敷くとともに、「日本道路企業倫理の窓口」を取引先からの通報を受け付ける窓口とする。また、これらの通報者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

3. リスク管理のための体制

当社は、内部統制システムの構築及びリスク管理体制全体を統括する組織として、「業務リスク管理委員会」に「内部統制部会」を設け、これを所管する担当取締役を置き、当社グループのリスクを評価し管理にあたる。

コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「業務リスク管理委員会」「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」「中央ISO委員会」を設け、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。また、安全衛生マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステムを実行し、継続的改善を図る。

現業事業所に業務リスク管理担当者を、また各支店に業務リスク管理責任者を置き、これらを業務リスク管理部が統括するラインとし、通常業務を遂行するためのラインとは別途のリスク情報の吸い上げ及びリスクの未然防止のための情報伝達や教育のためのラインとして活用するとともに、現業事業所自らが業務上のリスクを点検するための体制として整備する。

また、内部統制システムが有効に機能している状況を、「内部監査規程」に定められたところにより監査室の定期的な監査を実施することにより継続的に監視する。

なお、当社は、弁護士・会計監査人等の第三者に、業務遂行上の必要に応じ適宜相談し、助言・指導を受けている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督する。

さらに、経営の基本方針及び業務執行方針を協議し、社長を補佐するとともに、取締役会から付託された事項に応えるために、代表取締役、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行う。

独立社外役員会議及び役員人事委員会を設置し、これらの協議と勧告による取締役会審議の実質化を図る。

また、業務の意思決定・経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化とチェック機能を強化するため、執行役員制度を執るとともに、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款並びに社則「文書管理規則」に基づき、文書等を適切に保存・管理する。これらの書類については、取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制を整えている。

情報の管理については、「業務リスク管理委員会」に設けた「内部統制部会」を審議機関とし、経営企画部を所管部署と定め、「情報セキュリティ基本方針」に則り当社グループ全体が保有する情報資産の保護・安全管理に努めるとともに、情報セキュリティ教育の実施並びに継続的改善を図る。

また、社則「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」、「社内情報システム管理規則」に基づいて情報セキュリティ管理の徹底を図るとともに、パソコン、データ、ネットワーク回線の保護対策を組織的に実施する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営理念・経営基本方針及びコンプライアンス基本理念・指針を、グループ各社が共有するものとし、グループ各社が自主性を発揮し、事業目的の遂行と関連企業としてグループ全体の企業価値を高める経営を行うべく次のことを実施する。

- 1) 当社グループの取締役において、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識を強化するとともに、財務報告の適正性を確保するため、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
- 2) 連結子会社の指導・育成等管理すべき事項を、社則「関係会社管理規則」に定めるとともに、経営企画部を連結子会社の所管する部署と定める。
- 3) 連結子会社に、社則「関係会社管理規則」に基づき一定の事項について当社への報告または承認を得ることを義務付ける。
- 4) 主要な連結子会社との間で定期的な子会社経営報告会を開催し、内部統制システムの整備の状況、事業の状況等報告を受け、グループ戦略について協議する。
- 5) 連結子会社の役職員に、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事実または、その可能性のあることを知ったときには直ちに当社に報告するべきことを周知徹底する。
- 6) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」をグループ各社の役職員が利用できるものとし、当社グループ全体としてコンプライアンス体制を強化・推進する。

7. 監査役の監査を支える体制

当社は、監査役の監査を支える体制を次のように構築している。

- 1) 監査役を補助する専属使用人は設けないが、監査役の依頼に基づき、監査室の職員が監査業務を補助する。
- 2) 監査役の依頼に基づき監査業務を補助する職員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、当該職員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。
- 3) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項、また、監査室が行う内部監査の実施状況等の内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会の協議により決定する。
- 4) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」を主管する業務リスク管理部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- 5) 連結子会社の役職員は、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項またはその可能性のあることを知ったときは、監査役に報告するものとする。また、監査役から報告の要請を受けたときは速やかに報告しなくてはならないものとする。
- 6) 当社グループの役職員が直接に監査役に通報できる窓口を設置する。
- 7) 監査役に報告した役職員が、本項の報告または通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。
- 8) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1の「内部統制基本方針」2)に記載の方針に基づき、社員教育の実施、取引契約への暴力団等排除条項の明記を行っております。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、研修会などにおいて情報の収集を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当面、いわゆる買収防衛策を導入することは検討していません。ただし、将来、当社の価値を毀損するような敵対的買収が計画され、当該買収を防止する施策をとる必要性が生じた場合には、事前に株主意思確認を行うべく株主総会でその是非を諮るものとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

